

とちぎん マネーライフ応援プラン

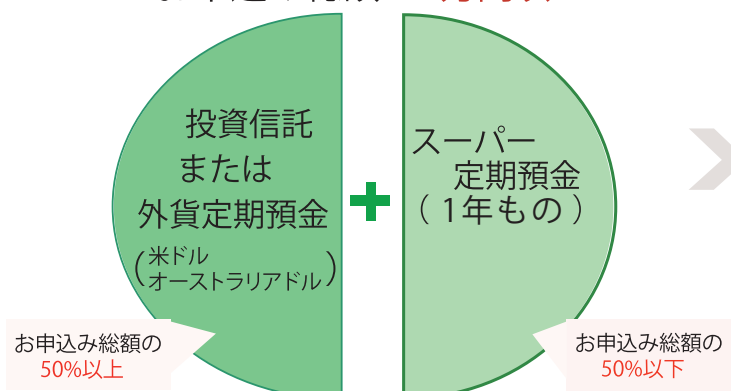
退職金運用

お取り扱い期間 2024年10月1日(火)～2025年3月31日(月)

退職金を「投資信託または外貨定期預金」と「円定期預金」で運用する

【商品名】 きらめき応援団

お申込み総額100万円以上



同時にお申込みください。

スーパー定期預金
(1年もの)

初回満期日まで

1%

(税引後0.7969%)

初回満期日以降は、所定の店頭表示金利が適用されます。

I. 商品の概要

退職金を資金として「投資信託または外貨定期預金」と「スーパー定期預金(1年もの)」を同時にお申込みいただいた場合、当該スーパー定期預金に初回満期日まで特別金利を適用します。

II. ご利用いただける方

退職金お受取日から1年以内の個人のお客さま

III. 預入(購入)金額

退職金を資金として、お申込み総額100万円以上、退職金受取金額を上限とします。

※税引後の金額が対象となります。

IV. 預入(購入)条件

投資信託または外貨定期預金とスーパー定期預金を同時にお申込みいただきます。

- ・「投資信託」または「外貨定期預金」または「投資信託と外貨定期預金」の合計……………お申込み総額のうち50%以上 ※手数料含む
- ・スーパー定期預金(1年もの)……………お申込み総額のうち50%以下

※同時にお申込みいただく投資信託は、当行の取扱銘柄のうち、対象の銘柄に限りです。なお、購入金額に上限のある対象投資信託については、同日に同一銘柄を複数お申込みすることはできません。詳しくは窓口までお問い合わせください。

※窓口のみのお取り扱いとなります。

※インターネットバンキング(とちぎんダイレクト・とちぎん投信ダイレクト)でのお預け入れ・ご購入は対象外となります。

V. その他

- 退職金額と受取日を確認できる資料(源泉徴収票や退職金をお受取になった口座の預金通帳など)をお持ちください。
- 同一資金でのお申込みは、1回限りとさせていただきます。
- 投資信託、外貨定期預金は、価格・為替等の変動により元本損失を生じることがあります。また、所定の手数料・諸費用がかかります。裏面及び各商品の留意事項等を十分お読みください。

※ スーパー定期預金の金利について

- ・特別金利は初回預入時のみの適用となります。自動継続の場合、初回満期日経過後の適用金利は当該定期預金の店頭表示金利となります。
- ・非自動継続扱いの場合、満期日以降の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。
- ・特別金利適用期間中に中途解約された場合、特別金利は適用されず、お預け入れ日から解約日まで所定の期限前解約利率を適用します。

運用例 たとえば100万円を特別金利のスーパー定期預金(1年もの)でお預け入れいただいた場合

1年で受け取る利息(年利1%税引後0.7969%)の概算額

$$100\text{万円} \times 1\% = 10,000\text{円 (税引前)} - \left(10,000\text{円} \times 15.315\% = 1,531\text{円 (国税)} + 10,000\text{円} \times 5\% = 500\text{円 (地方税)} \right) = 7,969\text{円 (税引後受取利息)}$$

お取り扱い期間中であっても、金融環境の変化等により当行の判断で予告なくマネーライフ応援プランの内容(金利等)を変更、または取扱いを中止する場合がございます。

投資信託の留意事項

●投資信託のリスク

投資信託は値動きのある有価証券等（株式・債券・不動産投資信託証券など）に投資するため、投資信託の基準価額は、組入る有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリ・リスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください）。

●対象投資信託の手数料・費用

申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。

（１）申込時

申込手数料（買付金額に対し、最大3.3%（税抜3.0%）の率を乗じた額）

（２）保有期間中

信託報酬（純資産総額に対し、最大年2.42%（税抜2.2%）の率を乗じた額）

その他費用（監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など）

（３）換金時

信託財産留保額（換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額）

公社債投資信託の場合（換金手数料として、1万口につき最大110円（税抜100円））

※上記各種手数料や費用の上限値は2024年10月1日現在のものであり、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。）

●その他の留意事項

- 投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。
- 投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」があり、「元本払戻金（特別分配金）」は、実質的には元本の一部払戻しに該当するものです。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。

- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。
- 投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面等）を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行の窓口にて用意しております。

●NISAに関する留意事項

- 当行のNISA口座でご購入いただける商品は「株式投資信託」のみとなります（上場株式等はお取り扱いしていません）。
- すでに特定口座で保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。
- NISA口座開設にあたっては、一人1口座（1金融機関等）のみとなります。ただし、一定の手続きのもとで金融機関の変更ができます。
- 1年間の非課税投資枠をその年にすべて使わなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。
- 非課税期間中においては自由に売却できますが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
- NISA口座の取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。
- NISA口座から特定口座等へ移管した場合、税務上、ファンドの取得価額は、移管時の時価となります。また、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- 投資信託における「元本払戻金（特別分配金）」はそもそも課税の対象外であり、NISA口座によるメリットを享受できるものではありません。
- 株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。

●税込表示について

- 本チラシに記載されている手数料および手数料率等は、2024年10月1日現在の消費税率（10%）で算出しています。

個人向け外貨定期預金の留意事項

- 外貨定期預金には為替相場の変動により、お受け取りになる外貨元利金の円換算額が、当初外貨定期預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）為替変動リスクがあります。
- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（個人向け外貨定期預金の場合、1米ドルあたり50銭、1オーストラリアドルあたり1円50銭）がかかります（お預入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の預入時相場（TTSレート－50銭）、引出時相場（TTBレート＋50銭）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（個人向け外貨定期

- 預金の場合、1米ドルあたり1円、1オーストラリアドルあたり3円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨定期預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで「元本割れ」となる）リスクがあります。
- 外貨定期預金は円預金と異なり、預金保険制度の対象ではありません。
 - クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。
 - 外貨定期預金をご購入の際は、契約締結前交付書面を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は栃木銀行の窓口にて用意しております。

スーパー定期預金の留意事項

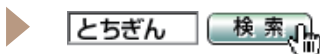
- 定期預金の利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が課税されます（非課税制度利用時を除く）。
- 定期預金や普通預金（決済用預金を除く）などは1金融機関につき預金者一人あたり元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護さ

- れます。
- 初回満期日以降は、継続時点の店頭表示金利が適用となります。
 - 詳しくは店頭にて用意している説明書（商品概要説明書）でご確認ください。

〔復興特別所得税に関するお知らせ〕

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税が課税されます。

当行で取扱っている投資信託の基準価額、運用実績等については下記の栃木銀行ホームページにてご覧いただけます。



モバイルでCheck!!

※一部対応しない機種がございます。



スマートフォン対応

販売会社の概要	■商号等／株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号 ■加入協会／日本証券業協会	
当行の苦情処理措置 及び紛争解決措置 （右記機関を利用）	■一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 ■特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ■受付日（共通）／平日（月～金）[銀行休業日を除く]	電話番号／0570-017109または03-5252-3772 電話番号／0120-64-5005 ■受付時間（共通）／9:00～17:00

お問い合わせはお近くの栃木銀行窓口
またはフリーダイヤルへ



0120-29-6043

受付時間／平日（月～金）9:00～17:00
[銀行休業日を除く]

2024年10月1日現在 P2227 2024.10